

12月8日(木)人権啓発講演会



西部市民センターあった、人権啓発講演会

西部市民センターで、人権週間の一環として人権啓発講演会がありました。山口県人権センター事務局長の川口泰司さんが「差別っていったいなやねん? ~若者からのメッセージ~」と題して、中学時代に、同和教育に本気に取り組む先生との出会いから、解放運動に取り組むようになったことなど、自分の家族・友達・地域で起きたことをとおして、自分の言葉と分かりやすい表現で、差別の本質に迫る思いを講演しました。

「差別があるとか、ないとか議論する前に『差別っていったいなやねん』もう一回、みんなで確認しよう!」。「差別される側が悪いのではなく、差別する側が悪い」。「差別される側が不幸なのではなく、差別する側が不幸である」という話に、会場一杯の参加者はウンウンとうなずいていました。

西部市民センターでは、人権啓発の市民交流の拠点として「差別のない明るい住みよい菊池市」を目指し、今後も運営してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

12月3日(土)交通安全母の会の会員が街頭指導

旭志地区の旭志村ふれあいセンター駐車場で、旭志の交通安全母の会の会員などが参加して、街頭指導がありました。

この活動は、交通事故の多くなる年末前のこの時期に合わせて、毎年行われているもので、交通安全のたすきをつけた会員たちが、通りかかったドライバーに、同会が作成した交通事故防止運動のポスターと牛乳を渡しなが、交通安全を呼びかけました。



ドライバーに牛乳などを渡しなが、交通安全を呼びかける会員たち

「菊池市海外研修生の会」事業実施報告

菊池市海外研修生の会は、外国青年の招待や菊池市民の外国への派遣などをおして文化の交流を行い、菊池市における国際交流の草の根的な役割を担っている団体です。

この会の交流事業では、韓国のソウル外国語アカデミーと相互交流を行って、派遣事業・招待事業ともにホームステイを行い、民間レベルでの交流が実現しています。

平成17年は、派遣事業として10月20日(木)から24日(月)まで、菊池市内で公募した9人の市民の皆さんがアカデミーを訪問し、韓国滞在中はアカデミーの学生宅にホームステイし、参加者からは「貴重な体験をおしてよい交流ができた」と喜びの声が聞かれました。

また、11月3日(木)から7日(月)まで、アカデミーより崔 桃花(チェ・ドフ)さん、権 裕善(コン・ユソン)さんが菊池市に招待され、ホームステイをしました。2人は滞在中、菊池溪谷や阿蘇の自然などを見て、日本の文化・自然・歴史を体験しました。

21年目となった交流ですが、菊池市海外研修生の会とソウル外国語アカデミーの友好がさらに深まり、非常に有意義な事業になりました。



菊池市を訪れた、チェ・ドフさんとコン・ユソンさん

加藤浩介さんが秋の叙勲「瑞宝単光章」を受章



平成17年秋の叙勲の消防功勞で、元七城町消防団長の加藤浩介さん(☺小野崎)が「瑞宝単光章」を受章されました。

昭和27年に当時の七城町消防団に入団し、分団長、副団長などを経て、昭和58年から昭和62年までの4年間は消防団長を務めるなど、永年の消防活動での功績が評価され、今回の受章となりました。加藤さんは「うれしく思います。この受賞を期に、今後も地域に貢献していきたいです」と話されました。

今後の活躍が、期待されます。

国民年金情報
新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

問い合わせ先
菊池市役所市民課
☎(25) 1111

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入することになっています。

自営業者や学生などは「第1号被保険者」に、サラリーマンや公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に「第2号被保険者」に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」になります。第1号被保険者となる人は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

国民年金の加入手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で直接、手続きをしてください。

●時間に余裕がなく、窓口まで来る時間がない場合は、郵送により手続きもできます。

毎月の保険料はいくら?

国民年金の保険料(定額)は、月額13,580円です。なお、保険料をまとめて前払いする(一括)により割引される前納制度もあります。

また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

●付加年金は「2000円×納付月数」で計算されます。

例えば、10年間納付(合計40,000円)した場合の付加年金額は24,000円です。



必ず定額保険料を納付することが必要です。

口座振替が便利でお得!

口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落される翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落される当月末振替(早割)があります。早割は月額40円が割引されます。

●口座振替で前納制度を利用する場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金で支払った場合の合計額と比較して3,400円の割引(現金での1年前納は2,800円の割引)です。

毎月13,580円は払えない...。そんなときはどうすればいいの?

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは?

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の人が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

ポイント①

- 若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得を審査
 - 学生納付特例制度→本人の所得のみで審査
- 一般の保険料免除(全額免除・半額免除)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の人でも、若年者納付猶予の対象となる場合があり、学生の人は本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。
- ※学生の人は、学生納付特例制度のみ利用いただけます。

ポイント②

- 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の人は遺族基礎年金を受け取ることができます。
- ※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間などの年金はどうなるの?

- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっていきます(追納)。
- 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。